

長崎市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎市犯罪被害者等支援条例（令和3年長崎市条例第3号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 性犯罪 刑法第177条、第178条第2項、第179条第2項又は第241条（未遂罪を除く。）に規定する犯罪をいう。
- (3) 放火 刑法第108条、第111条第1項又は第117条第1項に規定する犯罪をいう。
- (4) 重傷病 負傷又は疾病の場合にあっては療養の期間が1箇月以上であって、かつ、3日以上病院に入院することを要するものをいい、精神疾患である場合にあっては療養の期間が1箇月以上であって、かつ、3日以上労務に服することができない程度であるものをいう。
- (5) 住民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者又は次に掲げるいずれかの者であ

って、本市の住民基本台帳に記録をされずに本市の区域内に居住しているものをいう。

ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者

イ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号）第 2 条第 3 項に規定するストーカー行為に係る被害を受けていた者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待を受けていた者

エ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）第 2 条第 3 項に規定する高齢者虐待を受けていた者

オ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）第 2 条第 2 項に規定する障害者虐待を受けていた者

カ その他本市の住民基本台帳に記録することで自己の生命又は身体に危害を受けるおそれのある者

(6) 死亡被害者 犯罪行為により死亡した者で、犯罪行為が行われた時において住民であったもの

(7) 家賃 賃貸借契約で定められた月ごとの賃借料（管理費、共益費及び駐車場使用料を除く。）をいう。

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

（犯罪被害者等支援計画）

第3条 条例第7条に規定する犯罪被害者等支援に関する計画（以下「支援計画」という。）は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 犯罪被害者等支援に関する基本方針
- (2) 犯罪被害者等支援に関する具体的施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援を推進するために必要な事項

2 市長は、支援計画を定めるに当たっては、あらかじめ、市民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、支援計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、支援計画の変更について準用する。

（給付の種類）

第4条 条例第10条第1項に規定する見舞金その他の給付は、次に掲げるものとする。

- (1) 遺族見舞金
- (2) 重傷病見舞金
- (3) 転居費用助成金
- (4) 家賃助成金

（見舞金の額）

第5条 遺族見舞金及び重傷病見舞金（以下「見舞金」という。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族見舞金 30万円
- (2) 重傷病見舞金 10万円

2 前項第1号の規定にかかわらず、重傷病見舞金の支給を受けた者が、当該重傷病見舞金の受給に係る犯罪等に起因して死亡した場合における

遺族見舞金の額は、20万円とする。

（遺族見舞金の支給対象者）

第6条 遺族見舞金の支給を受けることができる者は、死亡被害者（遠隔地での勤務又は学習のため本市の区域外に居住する者を含む。）の遺族（犯罪行為が行われた時において住民であった者に限る。）で、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 死亡被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）又は死亡被害者とパートナーシップの関係にあった者（市長が交付するパートナーシップ宣誓書受領証を受けていた者をいう。）

(2) 死亡被害者の収入によって生計を維持していた死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族見舞金は、第1項に規定する支給対象者のうち、前項の規定による遺族見舞金の支給に係る1番目の順位の遺族（以下「第1順位遺族」という。）に対し支給する。

4 第1順位遺族が2人以上あるときは、その1人に対してのみ支給する。この場合において、その支給する者は、死亡被害者との関係その他の事情から判断するものとする。

（重傷病見舞金の支給対象者）

第7条 重傷病見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者であつて、犯罪行為が行われた時において住

民であったものとする。

（見舞金の支給申請）

第8条 見舞金の支給の申請をしようとする者は、長崎市犯罪被害者等見舞金支給申請書（第1号様式）及び犯罪被害に関する申告書（第2号様式）により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認める場合は、当該書類の一部を省略することができる。

(1) 遺族見舞金 アからクまでに掲げる書類

ア 犯罪行為が行われた時における死亡被害者の住所又は居所を証明することができる書類

イ 犯罪行為が行われた時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類

ウ 死亡被害者の死亡診断書又は死体検案書の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

エ 申請者と死亡被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

オ 申請者が死亡被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

カ 申請者が死亡被害者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

キ 死亡被害者が遠隔地での勤務又は学習のため本市の区域外に居住していたときは、これを確認できる書類

ク その他市長が必要と認める書類

(2) 重傷病見舞金 アからウまでに掲げる書類

ア 犯罪行為が行われた時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類

イ 負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数並びに入院治療に要した日数又は労務に服することができない日数に関する医師の診断書

ウ その他市長が必要と認める書類

- 3 第1項の申請は、当該犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときはすることができない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(見舞金の支給決定)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、審査のうえ見舞金の支給の可否を決定し、長崎市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書（第3号様式）又は長崎市犯罪被害者等見舞金支給申請却下通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(見舞金の支給申請の取下げ)

第10条 見舞金の支給の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る見舞金の支給の決定の内容に不服があるときは、前条の規定による通知の受領の日から30日以内までに申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る見舞金の支給の決定はなかったものとみなす。

(見舞金の請求)

第11条 第9条の規定により見舞金の支給の決定を受けた者は、見舞金の支給を受けようとするときは、市長に請求書を提出しなければならない

い。

（転居費用助成金の対象費用及び額）

第 1 2 条 転居費用助成金の対象となる費用（以下この条において「対象費用」という。）は、犯罪等による被害のために従前の住居から新たな住居への転居に要する費用であって、家財道具の運搬に係る荷造り及び運送に要するものとする。

2 転居費用助成金の額は、対象費用の合計額とし、20万円を上限とする。

3 転居費用助成金を受けることができる回数は、同一の犯罪被害について2回を上限とする。

（転居費用助成金の支給対象者）

第 1 3 条 転居費用助成金の支給を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 第 6 条第 1 項各号のいずれかに該当する遺族であって、犯罪行為が行われた時において死亡被害者と同居していたもの

イ 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者で犯罪行為が行われた時において住民であったもの

ウ 性犯罪の犯罪被害者で犯罪行為が行われた時において住民であったもの

エ 放火による犯罪被害者で、犯罪行為により住居が滅失し、又は著しく損壊したために居住することができなくなったもの（犯罪行為が行われた時において住民であった者に限る。）

(2) 次のいずれかに該当する者であって、犯罪被害を受けたことにより従前の住居に居住することが困難になったと市長が認めるもの

ア 従前の住居又はその付近において犯罪行為が行われたために精神的に当該住居に居住し続けることが困難となったもの

イ 犯罪行為により住居が滅失し、又は著しく損壊したために居住することができなくなったもの

ウ 二次被害若しくは再被害を受けた者又は受ける恐れのあるもの
(家賃助成金の対象費用及び額)

第14条 家賃助成金の対象となる費用（以下この条において「対象費用」という。）は、犯罪等による被害のために従前の住居から新たに本市の区域内に所在する賃貸住宅に入居した場合における当該賃貸住宅の家賃とする。

2 家賃助成金の額は、対象費用から家賃助成金の支給を受けようとする者及びその世帯に属する者が受ける住宅手当（雇用主が従業員に対して支給し、又は負担する賃貸住宅に係る全ての手当等の月額をいう。）の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1月当たり3万円を限度とする。

3 対象費用となる家賃は、当該犯罪被害を受けた後、当該賃貸住宅に入居した日の属する月の翌月（当該入居した日が月の初日であるときは、当該入居した日の属する月）からの家賃とする。

4 家賃の助成は、同一の犯罪被害について6月を上限とする。

(家賃助成金の支給対象者)

第15条 家賃助成金の支給を受けることができる者は、第13条各号のいずれにも該当する者とする。

(助成金の支給申請)

第16条 転居費用助成金又は家賃助成金（以下「助成金」という。）の

支給を受けようとする者は、長崎市犯罪被害者等助成金支給申請書（第5号様式）及び犯罪被害に関する申告書に、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が必要がないと認める場合は、当該書類の一部を省略することができる。

(1) 死亡被害者の遺族が申請する場合 アからケまでに掲げる書類

ア 申請者と死亡被害者が犯罪行為が行われた時において同居していたことを証明することができる書類

イ 死亡被害者の死亡診断書又は死体検案書の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

ウ 申請者と死亡被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

エ 申請者が死亡被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

オ 申請者が死亡被害者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

カ 転居後における申請者の住所又は居所を証明することができる書類

キ 転居費用助成金の申請を行う場合にあっては、転居費用の支払を証する領収書又はこれに準ずる書類

ク 家賃助成金の申請を行う場合にあっては、入居しようとする賃貸住宅に係る賃貸借契約書の写し

ケ その他市長が必要と認める書類

(2) 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者、性犯罪の犯罪被害者又

は放火による被害を受けた者が申請する場合 アからキまでに掲げる書類

ア 犯罪行為が行われた時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類

イ 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者にあつては、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数並びに入院治療に要した日数又は労務に服することができない日数に関する医師の診断書

ウ 転居後における申請者の住所又は居所を証明することができる書類

エ 転居費用助成金の申請を行う場合にあっては、転居費用の支払いを証する領収書又はこれに準ずる書類

オ 家賃助成金の申請を行う場合にあっては、入居しようとする賃貸住宅に係る賃貸借契約書の写し

カ 犯罪等により住居が滅失し、又は著しく損壊した場合にあっては、り災証明書

キ その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の申請は、犯罪行為が行われた日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(助成金の支給決定)

第17条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、審査のうえ助成金の支給の決定をするものとする。

- 2 市長は、前項の場合において必要があるときは、助成金の支給の申請に係る事項に修正を加えて交付の決定をするものとする。

(助成金の支給条件)

第 18 条 市長は、助成金の支給の決定をする場合において、助成金の支給を受けようとする者に対し、助成金の支給申請の内容を変更しようとするときは市長の承認を受けなければならないとする条件を付するものとする。

2 前項に規定する市長の承認を受けようとする者は、長崎市犯罪被害者等助成金支給変更承認申請書（第 6 号様式）を市長に提出しなければならない。

（助成金の決定通知）

第 19 条 市長は、助成金の支給を決定したときは、速やかにその決定の内容及びその条件を長崎市犯罪被害者等助成金支給決定通知書（第 7 号様式）により助成金の支給の申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、助成金を支給することが不適当と認めたときは、速やかにその旨を長崎市犯罪被害者等助成金支給申請却下通知書（第 8 号様式）により助成金の支給の申請をした者に通知するものとする。

（助成金の支給申請の取下げ）

第 20 条 助成金の支給の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の支給の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、前条の規定による通知の受領の日から 30 日以内までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の支給の決定はなかったものとみなす。

（事情変更による助成金の支給決定の取消し等）

第 21 条 市長は、助成金の支給の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成金の支給の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条

件を変更することができる。

2 第19条の規定は、前項の変更をする場合について準用する。

(助成金の請求)

第22条 第17条の規定により助成金の支給の決定を受けた者は、助成金の支給を受けようとするときは、市長に請求書を提出しなければならない。この場合において、家賃助成金の支給を受けようとする者にあつては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 家賃の支払いを証する領収書その他の当該支払いを証することができる書類

(2) 住宅手当その他の家賃に対する手当等を受けている場合にあっては、その額を確認することができる書類

(見舞金又は助成金を支給しないことができる場合)

第23条 市長は、次に掲げる場合には、見舞金又は助成金を支給しないことができる。

(1) 犯罪被害者又はその遺族が、当該犯罪被害に関して、他の地方公共団体から見舞金又は助成金と同種のものの支給を受けている場合

(2) 犯罪行為が行われた時において犯罪被害者又はその遺族と加害者との間に親族関係がある場合（犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金又は助成金の支給をしないことが社会通念上適切でないと認められるときを除く。）

(3) 犯罪被害者又はその遺族に、当該犯罪行為を教唆し、若しくは^{ほう}幫助する行為、過度の暴行若しくは脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為、当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為その他の当該犯罪被害につき、その責めに帰すべき行為があった場合

(4) 犯罪被害者又はその遺族が、暴力団員（長崎市暴力団排除条例（平

成 2 4 年長崎市条例第 5 9 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。) 又は暴力団関係者 (長崎市暴力団排除条例第 1 2 条に規定する暴力団関係者をいう。) である場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金又は助成金の支給を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合

(見舞金又は助成金の支給決定の取消し等)

第 2 4 条 市長は、見舞金又は助成金の支給の決定後において支給対象者に該当しないこと又は第 2 3 条各号のいずれかに該当することが判明したときは、見舞金又は助成金の支給の決定を取り消すことができる。

2 市長は、見舞金又は助成金の支給の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すものとする。

3 前 2 項の規定により取消しを行った場合は、市長は、見舞金の支給の決定を受けた者に対しては長崎市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書 (第 9 号様式) により通知し、助成金の支給の決定を受けた者に対しては長崎市犯罪被害者等助成金支給決定取消通知書 (第 1 0 号様式) により通知するものとする。

(見舞金又は助成金の返還)

第 2 5 条 前条の規定により決定を取り消した場合において、既に見舞金又は助成金が支給されているときは、市長は、当該見舞金又は助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第 2 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 2 1 日規則第 2 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 1 6 日規則第 4 1 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 号様式、第 4 号様式及び第 7 号様式から第 1 0 号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の長崎市犯罪被害者等支援条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第1号様式（第8条関係）

長崎市犯罪被害者等見舞金支給申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

<申請者>

住 所	
フリガナ 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
電 話 番 号	
被害者との続柄	

次のとおり、長崎市犯罪被害者等見舞金の支給を申請します。

申 請 内 容	遺族見舞金 ・ 重傷病見舞金
誓約事項 ※該当する□の枠に チェックしてくだ さい	☐ 今回申請の犯罪被害に関して、他の地方公共団体から同種の見舞金の支給を受けていません。 ☐ 私は、第1順位遺族に相違ありません。なお、遺族間で問題が生じた場合には、遺族間で全て解決し、貴市に一切の迷惑をかけないことを約束します。

同意書

- ・ この見舞金の支給の決定のために必要があるときは、長崎市が官公署等に対して照会することに同意します。
- ・ 私は、本申請書の内容に虚偽がないことを認め、見舞金の支給ののちに虚偽その他不正な手段による支給であったと市長が認めた場合には、見舞金を長崎市に返還することに同意します。

氏名_____

第2号様式（第8条、第16条関係）

犯罪被害に関する申告書

年 月 日

（あて先）長崎市長

犯罪被害の概要

警察への届出の有無	有（届出をした警察署名：警察署）・無
被害年月日	年 月 日
被害場所	
フリガナ 被害者の氏名	
被害者の生年月日	年 月 日
被害者の 被害時の住所	
被害の状況	

第3号様式（第9条関係）

長崎市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書

長崎市指令第 号
年 月 日

様

長崎市長



年 月 日付けで申請のありました長崎市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・重傷病見舞金）については、次のとおり決定しましたので、通知します。

- 1 （遺族見舞金・重傷病見舞金）について支給します。

支給決定金額 円

第4号様式（第9条関係）

長崎市犯罪被害者等見舞金支給申請却下通知書

長崎市指令第 号
年 月 日

様

長崎市長



年 月 日付けで支給申請のありました長崎市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・重傷病見舞金）については、次の理由により、その申請を却下することとしましたので通知します。

1 却下の理由

第5号様式（第16条関係）

長崎市犯罪被害者等助成金支給申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

<申請者>

住 所	
フリガナ 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
電 話 番 号	
被害者との続柄	

次のとおり、長崎市犯罪被害者等助成金の支給を申請します。

申 請 内 容	転居費用助成金 ・ 家賃助成金		
対 象 要 件	死亡 ・ 重傷病 ・ 性犯罪被害 ・ 放火被害		
転居を必要とした理由			
転居前の住所			
転居後の住所			
転居費用助成金 申請のとき	支給申請金額	円	
家賃助成金 申請のとき	入居日	家賃	住居手当等の有無
	年 月 日	月額 円	有（月額 円） 無
	支給申請期間		支給申請金額
	年 月分～ 年 月分	月額 円	
誓約事項 ※該当する□の枠にチェックしてください	☐ 今回申請の犯罪被害に関して、他の地方公共団体から同種の助成金の支給を受けていません。		

同意書

- ・ この助成金の支給の決定のために必要があるときは、長崎市が官公署等に対して照会することに同意します。
- ・ 私は、本申請書の内容に虚偽がないことを認め、助成金の支給ののちに虚偽その他不正な手段による支給であったと市長が認めた場合には、助成金を長崎市に返還することに同意します。

氏名_____

第 6 号様式（第 1 8 条関係）

長崎市犯罪被害者等助成金支給変更承認申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

申請者 住所

氏名

長崎市犯罪被害者等支援条例施行規則第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

支給決定日	年 月 日
変更の内容	
変更又は中止の理由	
変更又は中止の年月日	年 月 日（予定）
添付書類	

第7号様式（第19条関係）

長崎市犯罪被害者等助成金支給決定通知書

長崎市指令第 号
年 月 日

様

長崎市長



年 月 日付けで支給申請のありました長崎市犯罪被害者等助成金（転居費用助成金・家賃助成金）については、次のとおり決定しましたので、通知します。

- 1 転居費用助成金について支給します。

支給決定金額 円

- 2 家賃助成金について支給します。

支給期間 年 月～ 年 月

支給決定金額 月額 円（合計 円）

- 3 交付の条件

第8号様式（第19条関係）

長崎市犯罪被害者等助成金支給申請却下通知書

長崎市指令第 号
年 月 日

様

長崎市長



年 月 日付けで支給申請のありました長崎市犯罪被害者等助成金（転居費用助成金・家賃助成金）については、次の理由により、その申請を却下することとしましたので通知します。

1 却下の理由

第9号様式（第24条関係）

長崎市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書

長崎市指令第 号
年 月 日

様

長崎市長



年 月 日付け長崎市指令第 号で通知した長崎市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・重傷病見舞金）の支給決定については、次のとおり取り消しましたので、長崎市犯罪被害者等支援条例施行規則第24条第3項の規定により通知します。

取り消した部分	☐ 支給決定の全部 ☐ 支給決定の一部 取り消した支給決定の一部の詳細
取り消した理由	

第10号様式（第24条関係）

長崎市犯罪被害者等助成金支給決定取消通知書

長崎市指令第 号
年 月 日

様

長崎市長



年 月 日付け長崎市指令第 号で通知した長崎市犯罪被害者等助成金（転居費用助成金・家賃助成金）の支給決定については、次のとおり取り消しましたので、長崎市犯罪被害者等支援条例施行規則第24条第3項の規定により通知します。

取り消した部分	☐ 支給決定の全部 ☐ 支給決定の一部 取り消した支給決定の一部の詳細
取り消した理由	